

# 事業計画（宮城県利府町）

## 1. 河川対策

### 【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系砂押川水系<sup>※1</sup>砂押川の県管理区間では、全箇所<sup>※2</sup>の災害査定を完了し、1箇所<sup>※2</sup>で災害復旧事業を予定。  
なお、利府町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度に設計、地元調整等の施工準備を終え、本復旧に着手し、年度内に本復旧を完了させることを目標とする。
- ③ 平成23年度における成果
  - ・全箇所（1箇所）で災害査定を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
  - ・全箇所（1箇所）で本復旧に着手予定。
  - ・本復旧の完了予定は、以下の通り  
平成24年度末まで : 全1箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

## 2. 漁港

### ① 被害状況

漁港数：2 漁港

被災漁港数：2 漁港

### ② スケジュール

利府町内の各被災2 漁港において、平成23年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使用が可能となっている。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成27年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

### 3. 復興まちづくり

#### (1) 造成宅地滑動崩落緊急対策

##### ① 地区名：神谷沢地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の実施設計のための調査・測量・設計を開始。実施設計が完了次第工事に着手。

##### ③ 平成24年度の成果目標

滑動崩落防止のための、調査・設計・工事を行う。

#### (2) 漁業集落防災機能強化事業

##### ア) 箇所名： 浜田地区、須賀地区

イ) 津波による建物の全壊、大規模半壊、一部損壊等の被害を受け、同時に地盤沈下により漁港内や宅地への浸水が発生している。

ウ) 避難地・避難路、排水対策及び集落道を整備し、地区の防災機能を高め、住民の安全・安心を確保する事を目指す。24年度は施設整備のための測量調査、設計を実施し、事業着手の準備をおこなう。

#### (3) 学校施設等

##### ① 幼稚園・小中高等学校等

##### (i) 公立学校

###### <利府町立学校>

東日本大震災により被災した町立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した9校については、以下のとおりであり、早期の復旧完了に向け事業を進めている。

○ 比較的軽微な被害に留まる9校のうち、8校については平成23年度に事業を着手し、復旧完了した。残り1校についても平成23年度に事業着手し、平成24年度の早い時期に復旧完了する予定である。

###### <県立学校>

利府町に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した2校については、比較的軽微な被害に留まり、平成23年度内に事業着手し、復旧を完了した。

##### (ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した2校については、比較的軽微な被害にとどまり、平成23年度内に全て復旧完了した。

## ② 公立社会教育施設

### <利府町立社会体育施設>

東日本大震災により被災した利府町立社会体育施設のうち、公立社会体育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の2施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる2施設のうちの利府総合体育館については、平成23年度の事業着手、同年度内に復旧完了した。また、利府町屋内温水プールは、震災の被害に加えて、機械設備等の耐用年数の経過により老朽化が著しく、施設の維持管理も含めた総合的な検討が必要であるために、本町の復興計画等を踏まえて、計画的に進める。

### <県立社会教育施設>

利府町に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1施設について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる宮城県民の森中央記念館については、平成23年度に事業着手、平成24年12月末までの復旧完了を目標とする。

### <県立社会体育施設>

利府町に所在する社会体育施設が東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の宮城県総合運動場と宮城県サッカー場について、甚大な被害であったため、平成23年度から事業着工、平成24年度内の復旧完了の予定である。

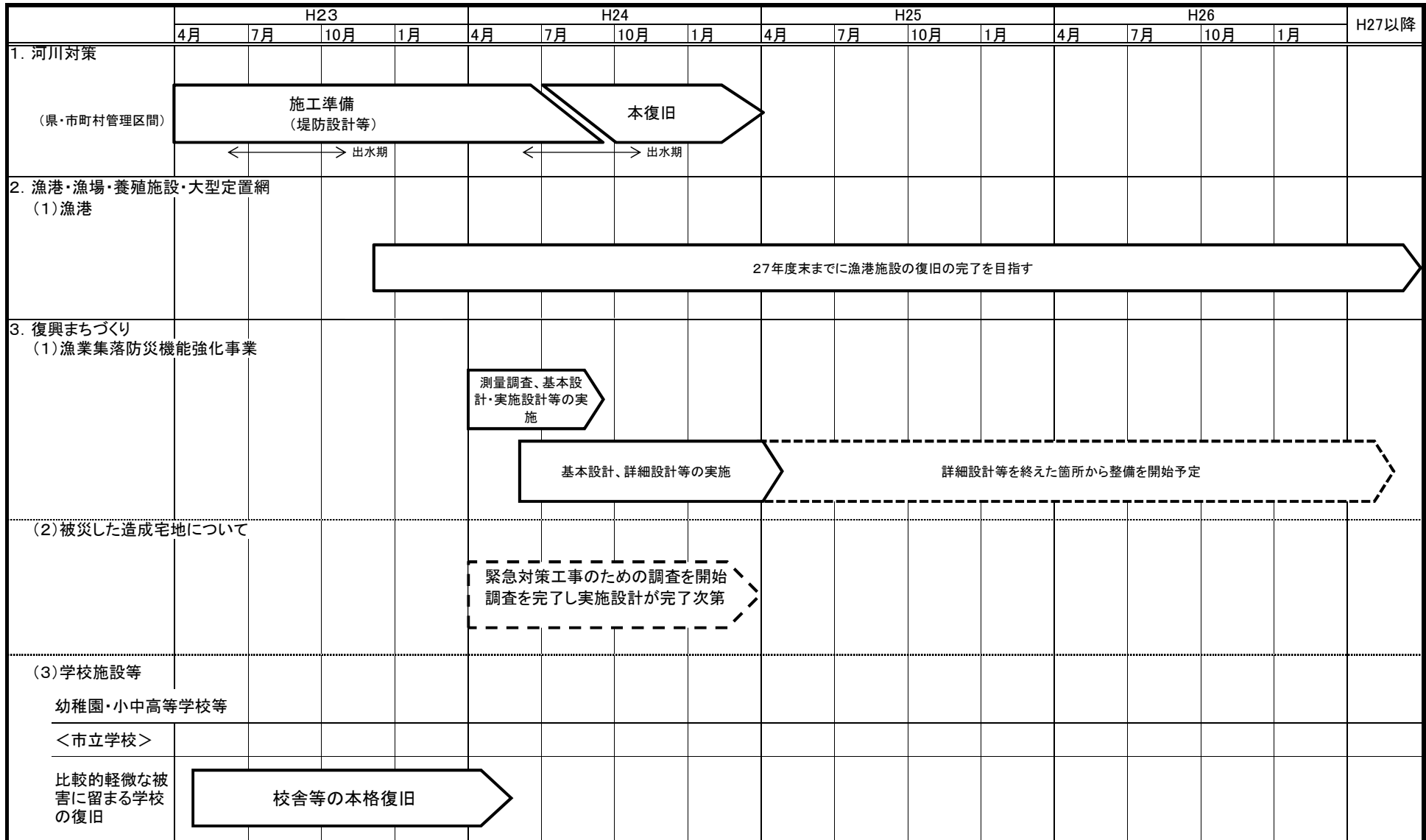
#### 4. 土砂災害対策

- ① 平成23年8月末までに、町内約110箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約5箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ② 最大震度6弱を観測した利府町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

## 5. 災害廃棄物の処理


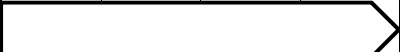
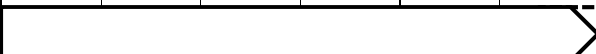
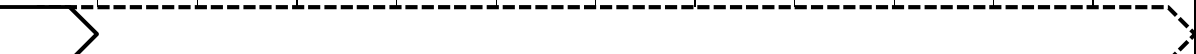
- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（15千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月までに仮置場へ搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 24 年 3 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までに完了した。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 24 年 9 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

# 工程表(宮城県利府町)



	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
<県立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
<私立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																	
<町立社会体育施設>																	
比較的軽微な被害に留まる社会体育施設の復旧(利府町総合体育館)	施設の本格復旧																
総合的な検討が必要となる社会体育施設の復旧(利府町屋内温水プール)					施設の本格復旧												
<県立社会教育施設>(県立社会体育施設を含む)																	
比較的軽微な被害に留まる施設の復旧				施設の本格復旧													
甚大な被害を受けた施設の復旧	施設の本格復旧																
4. 土砂災害対策																	
	土砂災害危険箇所点検等																
	(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用																



	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 災害廃棄物の処理																	
	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	 (その他の災害廃棄物)																
	 (中間処理・最終処分)				 (木くず、コンクリートくずの再生利用)												